

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別：通所介護

事業所名：高森町社会福祉協議会通所介護事業所

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。

「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)	
A	1 生活支援の基本と権利擁護	(1) 生活支援の基本	① 利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。	b)	1 ■	利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。	[取り組み状況] 利用者の活動は、午前中は健康観察後の入浴、昼食を摂りお昼寝、その後はレクリエーションや体操の時間を組み、利用者一人ひとりに応じた過ごし方ができるように努めている。コロナ禍のなかで、日中活動はボランティアによる演芸の鑑賞や行事参加等の社会参加活動が大きく制約を受けている。 [検討課題] 日中活動では利用者の意向等を把握して、複数の機能訓練やレクリエーションの活動メニューを用意し、利用者が選べる必要があると思われる。一人ひとりに対して身体的課題や認知能力に応じた、また、役割を持ち楽しみができるような活動の提供が望まれる。過ごし方やその支援・援助が自宅との相違による本人への負担を減らし、安定した生活の保持が更に可能となるよう、活動の目的や成果、効果を連絡帳や予定表などを活用して、自宅においても同様の時間の過ごし方ができるよう、協力を促す取り組みも必要と思われる。
					2 □	日々の支援において利用者の自立に配慮して援助を行うとともに、自立や活動参加への動機づけを行っている。	
					3 ■	利用者の希望等を把握し、日中活動に反映するとともに、複数の活動メニューと社会参加に配慮したプログラムが実施されている。	
					4 ■	利用者一人ひとりの生活と心身の状況に配慮し、日中活動に参加できるよう工夫している。	
					5 □	利用者が日常生活の中で、役割が持てるように工夫している。	
					6 □	利用者一人ひとりに応じた生活となっているかを検討し、改善する取組が組織的に継続して行われている。	
		b)	② 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。	7 ■	利用者の思いや希望を十分に把握できるよう、日々の支援場面などさまざまな機会、方法によりコミュニケーションを行っている。	[取り組み状況] 日常の支援の場面など、様々な機会を捉えて、利用者の思いや希望を把握して支援に生かせるように利用者とのコミュニケーションを図っている。 寝たきりや意思疎通が困難な場合などは、特に気を配り個別に配慮をしている。 [検討課題] 利用者とのコミュニケーションにあたっては、職員からの積極的な声掛けを大事にしたい。一人ひとりの名前を呼んで話しかけ、話を聞く姿勢をしっかりと示して信頼関係を築くことが望まれる。また、親しみを込めただけの言い方や方言を強調した言葉使いは慎み、節度ある話し方や丁寧な言葉使いが望ましいと思われる。利用者の尊厳に配慮し、目上の人に対する尊敬の言葉使いを期待したい。また、集団体操やレクリエーションの場では、コミュニケーションを意識して利用者の自発的な発言を促したり、回想法を取り入れたり、これらについて職員全体で定期的に検討・見直しを行うことにも取り組まれない。	
				8 ■	利用者の思いや希望を把握し、その内容を支援に活かしている。		
				9 □	利用者の尊厳に配慮した接し方や言葉づかいが徹底されている。		
				10 □	コミュニケーションの方法や支援について、検討・見直しが定期的に行われている。		
				11 ■	話すことや意思表示が困難であるなど配慮が必要な利用者には、個別の方法でコミュニケーションを行っている。		
				12 ■	利用者が話したいことを話せる機会をつくっている。		
				13 □	会話の不足している利用者には特に気を配り、日常生活の各場面でも話をしてもらえようとしている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(2) 権利擁護	① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	c)	14 ■ 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 15 □ 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。 16 □ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 17 ■ 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。 18 □ 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 19 □ 権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 20 □ 権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。	[取り組み状況] 権利擁護については事業所の理念や基本方針に謳い、日常の支援においても身体拘束等を実施することはないが、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会を通じて権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織作りと、対応方法の周知・徹底を進める取り組みには至っていない現状である。 [検討課題] 利用者・家族には重要事項説明書を通して事業所の指針を説明し、職員には事業所の権利擁護の方針等、定期的な研修で周知・徹底を期待したい。 併せて、虐待の芽チェックリストを使って職員自らの態度や行動を振り返る機会を職員同士で共有する方法なども検討されたい。社会の虐待や権利擁護についての意識は変化成熟してきているので、時代にあった知識を得て積極的に取り組むことを期待する。
	2 環境 の 整備	(1) 利用者の快適性への配慮	① 福祉施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。	b)	21 ■ 福祉施設の環境は清潔で、適温と明るい雰囲気が保たれている。 22 ■ 利用者にとって快適で、くつろいで過ごせる環境づくりの工夫を行っている。 23 ■ 環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。 24 ■ 休息に適した環境づくりを行っている。	[取り組み状況] 施設全体を床暖房、カーペット敷とし、靴下のまま一日を寛いで過ごすことができる環境となっている。デイルームには3床のベッドを設置し、座位の難しい方や休息したい利用者の為に用意されている。夏は簾で日除けとし、廊下の少しの傾斜にはカーペットの色を変えるなど安全、快適に努めている。午睡室は2ヶ所あり、利用者の状態、状況に合わせて使い分け、皆が気持ち良く休める環境、また、自宅と同じようにする為、ベッドとマットレスの用意、起き上がり位置を同じ向きとするなどの配慮もみられる。 [検討課題] デイサービスの表示、トイレ、風呂、午睡室の分かり易い表示や目印の必要を感じる。 テーブル椅子や車椅子で1日を過ごすのではなく、ソファや椅子を用意し、利用者同士で団欒できる場、思い思いに過ごせる場の提供で、楽しい一日となる環境の整備、更に身体機能が低下している利用者が「危ない」、「不快」と感じる場所を把握し、改善や工夫で不安解消となる取り組みを期待したい。

○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)
	3 生活支援	(1) 利用者の状況に応じた支援	① 入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	b)	25 ■ 利用者の心身の状況や意向を踏まえ、入浴形態や方法を検討・確認し、入浴支援（入浴介助、清拭、見守り、声かけ等）を行っている。 26 ■ 安全・快適に入浴するための取組を行っている。 27 ■ 入浴の誘導や介助を行う際は、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。 28 ■ 入浴を拒否する利用者については、利用者の状況に合わせて対応を工夫している。 29 ■ 入浴方法等について利用者の心身の状況に合わせて、検討と見直しを行っている。 30 ■ 入浴の可否の判断基準を明確にし、入浴前に健康チェックを行い、必要に応じて清拭等に代えるなどの対応をしている。 31 □ 心身の状況や感染症、意向等を踏まえて入浴順の配慮を行っている。 32 ■ 利用者が自力で入浴できる場合でも、安全のための見守りを行っている。 33 ■ 利用者の心身の状況や意向に合わせた入浴形態・方法を実施するための浴槽、福祉用具等が用意されている。 34 □ 家庭での入浴について利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	[取り組み状況] 利用者の心身の状態、状況に合わせ「機械浴」、「車椅子でのチェア浴」、一般浴槽にはリフトも設置され、負担なく安全に入浴できる環境としている。 入浴形態・更衣・入浴後の処置等について、その日の利用者の最新の情報が紙ベースで一覧化され、統一した支援実施となっている。 当然ながら、看護職員による健康チェックで必要に応じ、入浴形態や清拭等への変更を行っている。 自分でできることは自身でもらうよう声掛けや見守りで機能維持へと繋げている。 なお、一般浴の脱衣所にはトイレの設置があり、のれんを目印とする取り組みも始まっている。 [検討課題] 楽しみを高める前段階の更なる雰囲気づくり、職員体制の関係で異性介助となる場合があることの説明、感染症（はくせん菌等）対策の徹底などの取組みで、より安全で快適な時間となることを望みたい。
			② 排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	b)	35 ■ 利用者の心身の状況や意向を踏まえ、排せつのための支援、配慮や工夫がなされている。 36 ■ 自然な排せつを促すための取組や配慮を行っている。 37 ■ トイレは、安全で快適に使用できるよう配慮している。 38 ■ 排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。 39 ■ 排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。 40 □ 排せつの自立のための働きかけをしている。 41 ■ 必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。 42 ■ 支援方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。 43 ■ 尿意・便意の訴えやおむつ交換の要望に対して、できる限り早く対応できるようにしている。 44 ■ 家庭での排せつについて利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	[取り組み状況] 自宅での排泄方法や、本人、家族の意向をもとに通所介護計画を作成し、自宅と異差のない支援に努めている。その支援方法は、職員全員が共有できる体制で排泄状況を記録し、必要な場合は連絡ノートにて家族に知らせたり、介護支援専門員に報告している。 「おむつ交換の仕方について」の講習で、本人の負担が少なく、漏れのない方法を学び実施している。 [検討課題] 可能な限りトイレでの排泄を継続する為の取組み、本人の習慣やパターンを把握して前誘導を試みるなど、スムーズな排泄となる支援方法、介助の際は利用者の羞恥心に配慮したさりげない声掛けや介助方法、失禁時の対応等についての検討を願いたい。 また、高齢者は生きてきた時代背景もあり、プライバシーについての意識が低い事も多く、羞恥心の軽減にとどまることなく、利用者の視点に立った議論が何事につけても始まることで、利用者に寄り添うことの実践が積み重なると考えたい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			③ 移動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	a)	45 ■ 利用者の心身の状況、意向を踏まえ、できるだけ自力で移動できるよう支援を行っている。 46 ■ 移動の自立に向けた働きかけをしている。 47 ■ 利用者の心身の状況に適した福祉機器や福祉用具が利用されている。 48 ■ 安全に移動の介助を実施するための取組を行っている。 49 ■ 介助方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。 50 ■ 利用者が移動しやすい環境を整えている。 51 ■ 移動に介助が必要な利用者が移動を希望した際に、できる限り早く対応できるようにしている。 52 ■ 送迎サービスは、利用者の希望、心身の負担や乗降時・移動中の安全に配慮し実施されている。 53 ■ 家庭での移動について、動線の安全の工夫や福祉用具等の利用を含めた助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	<p>[取り組み状況]</p> <p>移動機能の低下で福祉用具（杖・歩行器・車椅子等）が必要な利用者については、本人、家族、福祉用具専門員や関係者で検討し、本人に適した用具で安全で負担の少ない移動となるよう図っている。 職員は「移動・移乗・車椅子介助マニュアル」をもとに、利用者の個別の支援方法にて適切な支援となるようにしている。 特に、トイレ、午睡室、歯磨き場所が離れている為、気配り目配りを重視している。 送迎については、配車表にてその日の利用者の送迎方法が記載され、6台の送迎車にて本人の状態、状況に適した送迎が行われている。送迎は家族の希望に沿う時間帯への配慮、利用者によっては居室から居室までの誘導、また、その時間に家人が居ない場合や独居の利用者には火の元、戸締りの確認など、全職員が統一して実施している。</p>
		(2) 食生活	① 食事をおいしく食べられるよう工夫している。	b)	54 ■ 食事をおいしく、楽しく食べられるよう献立や提供方法を工夫している。 55 ■ 食事の環境と雰囲気づくりに配慮している。 56 ■ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	<p>[取り組み状況]</p> <p>ダイルームから厨房の調理の様子が見られ、五感刺激とともに、待ち遠しい時間となっている。 年10回の行事食や旬の食材を使用した料理で、季節を感じる食事を心掛けている。 利用者の状態やその日の体調に合わせ、常食、お粥、きざみ食、ミキサー食、アレルギー対応に 대응、無理なく摂取できる方法にて提供している。 また、摂取量チェックをして、必要な場合は連絡帳にて家族に知らせたり、介護支援専門員に連絡している。</p> <p>[検討課題]</p> <p>ダイルームと厨房は窓越しという利点を活かして、できる利用者には下膳やテーブル拭きなどを行ってもらうことで、本人の張り合い、役割の自覚などへ繋げる意識も持ちたい。 献立表の配布はその日の夕食と重複しないように、メニューの家族に向けての発信は必要と思われる。 また、献立や調理の工夫、エプロンの使用方法についての検討は期待したいところである。</p>
			② 食事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	b)	57 ■ 利用者の心身の状況、嚥下能力や栄養面に配慮した食事づくりと提供方法を工夫している。 58 ■ 利用者の食事のペースと心身の負担に配慮している。 59 □ 利用者の心身の状況を適切に把握し、自分でできることは自分で行えるよう支援している。 60 ■ 経口での食事摂取を継続するための取組を行っている。 61 □ 誤嚥、窒息など食事時の事故発生の対応方法を確立し、日頃から確認、徹底している。 62 ■ 食事提供、支援・介助方法等について利用者の心身の状況に合わせて、検討と見直しを行っている。 63 ■ 食事、水分の摂取量を把握し、食事への配慮、水分補給を行っている。 64 ■ 家庭での食事や水分摂取について、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			③ 利用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	b)	<p>65 <input type="checkbox"/> 利用者が口腔機能の保持・改善に主体的に取り組むための支援を行っている。</p> <p>66 <input type="checkbox"/> 職員に対して、口腔ケアに関する研修を実施している。</p> <p>67 <input type="checkbox"/> 歯科医師、歯科衛生士の助言・指導を受けて、口腔状態及び咀嚼嚥下機能の定期的なチェックを行っている。</p> <p>68 <input type="checkbox"/> 利用者の口腔清掃の自立の程度を把握し、一人ひとりに応じた口腔ケアの計画を作成し、実施と評価・見直しを行っている。</p> <p>69 <input checked="" type="checkbox"/> 口腔機能を保持・改善するための取組を行っている。</p> <p>70 <input checked="" type="checkbox"/> 食後に、利用者の状況に応じた口腔ケア及び口腔内のチェックを行っている。</p> <p>71 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭での口腔ケアについて、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>[取り組み状況] 昼食前の摂取嚥下機能向上に向けての口腔体操、頬のマッサージ、パタカラ発声は時間をかけて実施し、スムーズな摂取や機能向上となるよう力を入れ取り組んでいる。 口腔ケア加算は行っていないが、食後は全員に歯磨きをしてもらい、必要な利用者には職員が関わりながら口腔ケア、口腔チェックを行い口腔内の清潔に努めている。</p> <p>[検討課題] 口腔ケアは歯の疾患予防に留まらず、様々な疾病や認知機能の低下予防となる重要性を本人、家族が認識し、家庭でも食後の口腔ケアを確実にしてもらう取り組み、職員も口腔に関する研修にて口腔の疾病予防、咀嚼嚥下機能、不快症状等について学び、口腔に関する全般的な知識の上での支援となることを望みたい。</p>
	(3)	褥瘡発生予防・ケア	① 褥瘡の発生予防・ケアを行っている。	b)	<p>72 <input checked="" type="checkbox"/> 褥瘡対策のための指針を整備し、褥瘡の予防についての標準的な実施方法を確立し取り組んでいる。</p> <p>73 <input checked="" type="checkbox"/> 標準的な実施方法について職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>74 <input type="checkbox"/> 褥瘡予防対策の関係職員が連携して取り組んでいる。</p> <p>75 <input checked="" type="checkbox"/> 褥瘡発生後の治癒に向けたケアが行われている。</p> <p>76 <input type="checkbox"/> 褥瘡ケアの最新の情報を収集し、日常のケアに取り入れている。</p> <p>77 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭での褥瘡予防について、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>[取り組み状況] 「褥瘡の発生予防と支援について」のマニュアルをもとに取り組んでいる。特に日常生活の自立度が低い利用者には、入浴時やおむつ交換の際に皮膚状態の観察を行い、少しの変化でも看護職員に繋げ前兆を見逃さないようにしている。 ベッドで過ごす時間も寝返り支援を行ったり、特に送迎時は福祉用具使用等で、圧迫や皮膚の保護に注意を払っている。</p> <p>[検討課題] 褥瘡が発生した場合、褥瘡対策チームなどを立ち上げ、各関係職種と家族が連携して取り組む体制づくり、褥瘡に関する最新の情報や知識を得て、予防や悪化防止に努めることも必要と思われる。</p>
	(4)	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養	① 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。		<p>78 <input type="checkbox"/> 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養の実施についての考え方(方針)と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。</p> <p>79 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引・経管栄養は、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。</p> <p>80 <input type="checkbox"/> 医師や看護師の指導・助言のもと安全管理体制が構築されている。</p> <p>81 <input type="checkbox"/> 介護職員等の喀痰吸引・経管栄養に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。</p> <p>82 <input type="checkbox"/> 介護職員等の喀痰吸引・経管栄養の研修の機会を確保し、実施体制の充実・強化をはかっている。</p>	<p>介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施していないため、「非該当」とする。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(5) 機能訓練、介護予防	① 利用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	b)	<p>83 □ 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取り組むための支援を行っている。</p> <p>84 ■ 利用者の状況に応じて、機能訓練や介護予防活動について、専門職の助言・指導を受けている。</p> <p>85 ■ 日々の生活動作の中で、意図的な機能訓練や介護予防活動を行っている。</p> <p>86 ■ 一人ひとりに応じた機能訓練や介護予防活動を計画的に行い、評価・見直しをしている。</p> <p>87 ■ 認知症の症状の早期発見に努め、介護支援専門員を通して医療機関等につないでいる。</p>	<p>[取り組み状況] 機能訓練が必要な利用者には、機能訓練士が計画を立て、通所介護計画のなかで個別目標とプログラムのもとで実施している。また、全員で行う昼食前の口腔機能体操、午睡後のラジオ体操やビデオ体操、職員による体操等で在宅生活の継続となるよう図っている。また、レクリエーションも運動系と頭脳系を織り交ぜ、利用者が主体的となるよう取り組んでいる。</p> <p>[検討課題] デイルームからトイレ、午睡室、歯磨き場の動線が長く、良い歩行訓練の役目を果たしているが、機能訓練と介護予防活動が身体機能の維持向上となっているのかの利用者全員の定期的な検証が必要で、その推移を把握することで早目の対応が可能と理解したい。</p> <p>レクリエーションに関しても計画を立て、その目的と実施後の評価を行い、効果があれば家族にもその内容や、口腔体操や全体体操でも家庭でも出来る内容を知らせ、利用日のみでなく自宅でも継続的に行ってもらうことで在宅生活の継続が容易と理解したい。</p> <p>なお、集団体操などの際は積極的な言葉がけで、利用者との言葉のキャッチボールも期待したい。</p>
		(6) 認知症ケア	① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。	b)	<p>88 ■ 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。</p> <p>89 ■ あらゆる場面で、職員等は利用者 に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。</p> <p>90 ■ 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。</p> <p>91 ■ 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。</p> <p>92 □ 認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。</p> <p>93 □ 利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。</p> <p>94 □ 医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討している。</p> <p>95 ■ サービス利用時の様子を家族に伝えるなどして、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。</p> <p>96 ■ 家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。</p> <p>97 □ 認知症の理解やケアに関して、利用者・家族に助言したり、家族会などの社会資源について情報提供を行っている。また、助言した内容については、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>[取り組み状況]</p> <p>認知機能の低下がみられる利用者に対して、本人の気持ちに寄り添い受容的でプライドに配慮した支援で一日を気分よく過ごしてもらうよう心掛けている。</p> <p>職員は認知症研修にて「本人意思の尊重」、「チームによる早期からの継続的支援」について意識を高め、支援にあたっている。</p> <p>社会福祉協議会等での社会資源や情報は、本人、家族は得やすい環境となっている。</p> <p>[検討課題]</p> <p>認知機能が低下した利用者が戸惑い無く過ごせる分かり易い施設内表示や目印の設置、本人の意向に合わせた個別の趣味や活動の提供、一人で落ち着ける場の確保等、本人が安心して過ごせる環境の整備を期待したい。</p> <p>また、「ひもときシート」を活用した取り組みが始まりつつあり、一人ひとりの内容や日々の支援から得られる情報の充実で、必要な際に活用できる意思決定支援ガイドラインに沿った体制は必要と思われる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(7) 急変時の対応	① 利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	98 ■ 利用者の体調変化に気づいた場合の対応手順、医師・医療機関との連携体制を確立し、取り組んでいる。 99 ■ 日々の利用者の健康確認と健康状態の記録を行っている。 100 ■ 利用者の体調変化や異変の兆候に早く気づくための工夫をしている。 101 □ 職員に対して、高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用等に関する研修を実施している。 102 □ 体調変化時の対応について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 103 ■ 利用者の状況に応じて、職員が適切に服薬管理または服薬確認をしている。 104 ■ その日の体調について、迎え時に家族から情報を得て、さらに利用開始時・終了時には必ず健康チェックを行っている。 105 ■ 異変があった場合には、家族、医師、介護支援専門員等に連絡する体制を確立している。	[取り組み状況] 緊急時における対応方法について定め、重要事項説明書で利用者や家族に説明している。 また、緊急事態が生じた時は利用者一人ひとりの「緊急連絡先」に基き家族や主治医に連絡し、介護支援専門員にも連絡が取れる体制がつけられている。 看護師は日々の健康チェックを必ず行い、健康状態の記録を取り、家族にも報告している。 服薬管理については、箱型の収容容器を作り、飲み忘れ等がないように見て確認がしやすい工夫をし、看護師の業務とすることで誤薬等の事故もなくなっている。 [検討課題] 看護職員のみならず介護職員に対しても高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用等に関する知識を身に着けるための研修の機会が必要と思われる。 急変・緊急時のマニュアルは、家人が自宅にいる場合、独居や家人不在時、送迎中の場合など、細やかな内容で対応を手順化し共有化する必要も感じる。	
	4 家族等との連携	(1) 家族等との連携	① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	106 ■ 家族に対し、定期的及び変化があった時に利用者の状況を報告している。 107 ■ 利用者の状況など報告すべき事項は、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫している。 108 ■ 家族に対し、サービスの説明をしたり、要望を聞く機会を設けている。 109 ■ 家族との相談を定期的及び必要時に行っている。また、その内容を記録している。 110 ■ 家族が必要とする情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員など専門職、関係機関につないでいる。 111 ■ 家族（介護者）に対し、必要に応じ介護に関する助言や介護研修を行っている。 112 ■ 家族（主たる介護者）の心身の状況や家族による介護・介助方法にも気を配り、必要に応じて介護支援専門員に報告している。	[取り組み状況] 家族との連絡は利用日ごとの連絡帳を活用し、家族からは家庭での様子や要望等が書き込まれ、事業所からは利用時の状況等を伝達している。 また、送迎時には家族と顔を合わせて直接言葉を交わし、連絡が取りあえる体制としている。介護支援専門員や関係機関とも必要に応じ連携して家族支援に努めている。 年1回の利用者向けの夏祭りでは家族にも来てもらい、また、法人の取り組みとしても有線等で地域住民に参加を呼びかけ、地域交流の場ともなっていたが、コロナ禍で中止、また、法人の介護者リフレッシュ事業では、家族に介護から離れての息抜きの旅を提供してきたが、これも中止となっている現状である。 [検討課題] レクリエーションや機能訓練等の日中活動について、そこでの利用者の様子と共に目的・効果等も含めて具体的に活動内容を連絡帳等で家族に伝え、家族と協力しての継続的な取り組みは必要と思われる。 そして、介護技術の助言や研修等を開催し、本人の今の状態を維持するためのアドバイス、相談、さらに、これから先に想定される介護への心構えや正しい知識を得られる機会の提供は、本人を共に支える視点においては更に期待したい。	